

**中国（注意喚起まとめ）**

ビザセンター窓口で受付をされても、**大使館領事部で書類却下となった場合、ビザセンターの手数料が発生します。**

**●パスポート：**

半年・1年マルチ希望 → 2回以上の渡航スタンプ  
2年マルチ希望 → 2回の渡航スタンプ +  
シングル/ダブルのシールが2枚以上または  
マルチビザのシールが1枚以上

- ① 2015年1月1日以降に発行されたものを提出する場合は、旧旅券原本の提出が必須。  
下記の場合は理由書を提出。
- a. 旧旅券提出ができない場合
  - b. 旧パスポートを提出した上で、新旧のパスポート間隔が5年以上空いている
- ② 発給年にかかわらず、旅券に渡航歴が全くない（使った形跡がない）場合は、旧旅券原本の提出が必須。提出できない場合は理由書を提出。

**●申請書：**

消せるボールペンでの記入、修正テープでの修正は不可  
記入を間違った場合は二重線で修正の上、サインをすること

**●写真：**

背景は必ず白  
大使館規定では全体のサイズ4.8x3.3cmだが、4.5x3.5cmでも申請可能  
顔の大きさは3センチ前後  
6ヶ月以内撮影のもの

**●観光査証用資料：**

航空券の予約確認書 → ・日本・中国の往復が必要  
・香港から陸路の場合は香港までの往復と  
中国の出入国がわかる日程表を提出

ホテルの予約確認書 → ・申請者名必須  
・ホテルの名前、住所、電話番号まで全て必須  
・航空券の出入国と滞在期間が一致すること

● 業務用資料（招聘状）：

- 社判の印影はかならずはっきり（社名が判読できないものは不可）
- 現地責任者のサイン必須
- マルチ希望の際は3回分の日程とビザタイプを明記
- 1年/2年のマルチ90日申請の場合は申請者の所属先の現地子会社またはグループ会社のみ費用負担者を明記する際は必ず日本企業を負担者とする
- 宛先は正確に（正しく書けないのであれば最初から書かない）
- 個人情報（パスポート記載の情報）は間違わないこと

● 日本籍以外のマルチ親族訪問（Q2）：

- 家族情報がすべて表記された 日本の住民票 も必須

● 18歳未満：

- 両親どちらかのパスポートコピーが必要。**
- また、申請書の **4枚目・項目五** に関して、**パスポートコピーを提出する親の情報と両親からのサイン** が必要。

● 片親が中国籍：

- 親が中国籍 → 必ず親の在留カード両面コピーを提出
- 申請者が **2歳未満** → 親の在留資格が永住でなければ大使館で旅行証の申請 が必要

- 出生時に親が永住でなかった。または日本籍に帰化していなかった場合  
→ そのまま申請可能だが、説明文書（大使館指定のフォーマットあり）を親から提出すること。

**「申請する子供が中国パスポート、通行証、旅行証、戸口を  
取得したことがない（またはある）」旨を説明**  
レターは手書き、日本語、中国語、いずれも受付可

注：ビザタイプに関係なく上記ルールを適用

申請者が成人でも未成年でも原則的に上記ルールを適用

元中国籍は別途追加書類を求められる可能性あり

● 就労（Z）とZと同時申請の就労家族（S1）：

**普通申請のみ**の受付。加急、特急申請での受付は不可。

外国人工作許可通知のバーコードデータが中国大使館領事部に入っていないため、**就労ビザの申請が却下されるケースあり**（提出された許可通知が下記の場合、可能性大）

- ・ **3～4日以内に発行**されたもの
- ・ **東京の中国大使館以外の領事館**に入電されたもの

● 公用：

現在は下記の書類が提出必要

**申請書**

**写真（写真の規定は一般のビザと同じ）**

公用パスポート

口上書

**（＊口上書の内容＝日本大使館以外への訪問を目的とする場合→招聘状が必要）**

フライトの情報がわかるもの（チケット、予約書等）

● 外国籍：

下記国籍は特別料金：

**ブラジル、アルゼンチン（2017年末より）**

カナダ、アメリカ、ルーマニア